

様式2

審議会等会議録

審議会等の名称	令和7年度第1回山口市男女共同参画推進審議会
開催日時	令和7年8月7日(木曜日) 13:30 ~ 15:00
開催場所	湯田地域交流センター 2階 大・中会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	青木美弥子委員、上野省一委員、大原康弘委員、久保田文子委員、神徳 済委員、佐々木直美委員、塩田菜穂子委員、重村奈津枝委員、杉村直子委員、助光幸恵委員、鈴木 愛委員、高見恵子委員、鍋山祥子委員、福岡保宣委員、森山和香委員(15人) (敬称略、五十音順)
欠席者	なし
事務局	地域生活部長、地域生活部次長、人権推進課長、人権推進課男女共同参画推進室長、人権推進課男女共同参画推進室主幹(5人)
議題	1 「第3次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について 2 今後の事業計画について
内容	次第に沿って以下のとおり進められた。 1. 開会 2. 委員及び事務局職員紹介 3. 部長挨拶 4. 議事 議事(1)会長及び副会長の選出 事務局案(鍋山委員を会長、青木委員を副会長)を提案し、全会一致により承認された。 —会長により議事進行— <会長> 議事(2)「第3次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について、事務局から説明をお願いします。 <事務局> 「第3次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について説明。 <会長> ご質問、ご意見があればお出しいただけますか。 <A 委員> 市の男性職員の育児休業取得率について、組織的な体制を整えた結果との説明がありましたが、確かに令和3年から令和6年にかけて約10倍に増えているのですけれども、どういったことを具体的にされているのかがあれば教えてください。 <会長>

	具体的な働きかけ等についてお願いします。 <事務局> 市の男性職員の育児休業取得については、職員課が所管ですが、男性職員が父親になることがわかったら、所属長にまず報告をしましょうという通知を全庁に出しています。まず育児休業を取るにあたってのスケジュール、担当業務の整理に関する所属長との協議のほか、自分の収入が育児休業をとることによってどのようになるのか、シミュレーションも行います。所属長は、部下である男性職員が育児休業を取得すると報告がありましたら、部局で人員や業務の体制を整えるなど、職場のマネジメントを行うということを全庁で積極的に行っております。 <A 委員> さきほど説明がありました男性職員の事前の協議について、女性職員が妊娠した時も、もっと前から業務の調整などの協議をされておられたことを、男性職員の時もされるようになったという理解でよろしいでしょうか。 <事務局> 業務の調整については女性職員も育児休業を取得する時にはすると思うのですが、所属長に報告して、具体的に収入の状況をシュミレーションするとか、そういった取り組みについては女性職員の時にはありませんでした。男性職員が育児休業を取得するということに関しまして、今66.7%(暫定値)というところなのですが、大体市の中で取得することが当たり前になってきているという、そういった状況にはなっています。 <会長> 取得することが当たり前という前提でいろいろと仕事を調整したりというところの意識改革が割と早かったということですね。 <B 委員> 今、市役所の関係の男性の育児休業の取得だったのですが、令和6年度分を取組内容と指標の動向のところ、企業に対する男性育児休業取得促進の取組に関して、育児休業をとって欲しいということで、何か行政の方から働きかけをしたりとか、企業の方から、男性育児休業取得の促進に関して行政の方から話をして欲しいとか、そういう働きかけがあったのでしょうか。 もしあるとすれば、どれぐらいの件数があったのか教えてください。 <事務局> 資料1の8ページに取組内容を記載しておりますが、ふるさと産業振興課が所管し、講演会と共働き・子育てをテーマとしたワークショップ等、男性の育児休業取得促進につながるセミナーを開いております。 市において、市内企業の経営者に向けて、男女ともに子育てをしながら働ける職場環境づくりについての意識啓発セミナーというところで開催をしております。 <会長> 今の点についてですが、C委員に少しお伺いしたいのですが、これを市町でやる
--	---

意味というのが、山口県、オール山口でも同じようなものをどこでもやっているわけじゃないですか。その中で、市で予算措置をしてやる意味が、今後どうかなのところがあるのですけれど、お仕事柄、これを県でやるとか労働局がやるとか、そこら辺のすみ分けをどうお考えですか。やはり疑義がありますか。

<C 委員>

私は雇用環境・均等室から来ておりまして、育児・介護休業法、職場の女性活躍などを担当する部署でございます。

育児・介護休業法は、特に男性に普及が進むように令和3年と令和6年、どんどん改正されておりまして、山口市は市の方にどういうことをやって欲しいかという、やはり一緒になって周知していただく、例えば私どもが改正法の説明会ですとか、セミナーだとか、そういったことをやるのですけれども、そういったものも例えば市でリンクをはってくださるだとか、市内の企業様に周知をしてくださるだとか、そういったことです。

それから、国もいろいろな事業をしております。会社が育児介護、育児休業、そういった就業規則を改正するということは、やはり小さな会社様に非常に負担が大きいところなんです。そういったところに、無料の社労士の派遣ですとか、そういった制度もありますので、山口市がやられている施策と一緒に、国の施策も一緒になって周知していただければ、大変ありがたいと思っております。できれば本当に連携をとって、なかなか交流する機会が、お互いに周知をお願いしますという感じなのですけれど、顔を合わせて、どうやったらうまくいくかということを連携してやっていくというのが非常に大事なのかなと思っております。

<会長>

今後予算がいろいろなところに使われていく中で、個別でやるというのもきめ細やかな対応という意味ではよいと思うのですけれど、やはりシンポジウムを開くとか、そういうものに関して言うと、予算をもっと集めてみんなで聴けるような、何かそういうものがあればよいのかなと思います。なかなかここだけで話すことではないのですけれど、集約化等、連携も考えていければよいかなというふうに思います。

<D 委員>

今お話をいろいろ聞いていて一番思ったのは、やはりアプローチとして2つあるのではないかなと思いました。

今は一般的に子育てを皆がやっているのもあるし、そしてもっと小さい子どもの世代もあると思うのですけれど、おそらく今の子育て世代だったら、私世代でも知っているということもあるから、育児休業を取る、こういう社会にもうかなりなっているのではないかという認識が私にはあります。ただ問題は、それを実行できるような会社の中の環境にしているかどうかということが課題なのかなというように大人に対しては思います。そして、声を上げるというような社会にしていけないと。だから、今の社会だったら小さいうちから男女共同参画というのは育まれてきている、そういう社会になっているのではないかなという気が私はしています。だから、女性がすごく声を上げていますよね、学校で。特に中学生や高校生達。女性の方が本当にすごく強いぐらいの発言力があるく

らしい社会に、今もう変わっていったような気がしています。そういう中でこういう会議をすることの意義というのを考えたときに、おそらくその大人の世代、そしてだんだん年代が上がるに従って、元からの差があるので、なかなかそこに対してまだ言い切れないところの人がいるから課題になっているのかなというだけだと思うのですけれど。だから、いかに上の世代をきちんと、小さい頃からやられていないから、普通に習慣だったからですね、だからその世代に納得いくような方法が1つはすごく大事なのかなと、社会ということから言えばですね。

そして、もう1つの今の社会を変えていく上での2つ目のアプローチというのは、とにかく小さいうちから、小学校から中学校、そしてしっかりとそういう意識づけをして、そしてそれを発言しないとだめなのだと。そういうことをしっかりとしておけば、男の子でも女の子でも一緒だと思うのです。同じようにやっていくのではないかなと。そういう若い人を育てたいという気はしています。だから、言葉を出さないような子どもを作らないというか、できればそういう機会を増やすような方法、これは企業でも、そして地域でもどこでもあると思うのですけれど、アプローチの仕方がたくさんあると思います。そういう、それぞれが考えていくべきこと、それが大人の責任ではないかなというように私は思います。

<会長>

山口市も教育におけるところいろいろありますけれども、E委員、小学校の今のお子さん達ってどうですか。男の子らしさ女らしさみたいなものって、見ていてどうですか。入っているように見えるか、もう全然ないように見えるか。どうでしょう。

<E委員>

今D委員さんがおっしゃったように、本当に子ども達にはそういう、男の子だから女の子だからという意識はすごく薄い社会に確かになっていて、大人の方がむしろ意識改革をしていかないといけないというのは強く感じています。私達昭和の時代は、家庭科は女子しか受けていなかったという時代だけれど、今は家庭科の子育てのページに男性が赤ちゃんを抱いてる写真が載っています。名簿も男女一緒、男の子が赤いランドセルを背負ってきていますし、運動会の応援団長も女の子男の子関係なくやりたい子がやっているの、それを見ている、むしろ教員の方が無意識のうちに男女に関わるような発言等をしていないかなというのを、親世代とか教員の世代が気を付けないといけないのかなとは思っています。制服も自由にスカートかズボンかを選ぶようになっている時代なので、そういう意識を大事にしていきたいとは思っています。

<会長>

よくPTAの会長になるのはお父さんが多くて、お母さんばかり会に出ているみたいな意見もいろいろ出ていて、その改革もいろいろやってきたりしたのですが、PTAのF委員どうでしょうか。PTAの実態、お父さん、お母さんの役割分担的なところは。

<F委員>

PTAの状況についてですが、私は井関小学校という田舎の小学校のPTAで、その執行部といういろいろなことを考える場の状況で言うと、男女半々でというくらいの

	役員の構成になっています。夜に集まることが多くて、お母さんに夜に来てもらって申し訳ないなと思いながら会合しております。 <会長> 仕組み的には男性も女性も来やすいというか、平日昼間にやると、仕事をしていたら行けないので夜にやるというところになりますか。 <F 委員> はい、そうです。 <会長> やはりそういう働きかけ、仕組みづくりみたいなものもすごく大事で、みんなが出席できるようにしていくということですね。 <E 委員> 今PTAのことで、5月にPTA総会があった時に、保護者の方が気づいてくださったのですが、PTAの規約に「PTA会長は男性に」という規約になっていたんです。それは今回変えさせていただいたのですが、そういう規約が残っているところもあって、やはり夜に出ないといけないから、差別とかではなくて役員のなりてがやりやすいようにとの配慮、経緯はわからないのですが、意外とそういう仕組みが残っていたりもするので勉強になったなとは思っています。 <会長> 資料2の18番から23番を見ると、先ほど D 委員にも言っていましたけれども、地域であるとか、防災であるとか、こういうところで全然目標値に届かない。とても大事なところなのですが、やはり充て職であるとか、もともとは男性がずっとやってきたからというので、こういうところに女性がなかなか入っていかないっていう、地域がいちばん男女参画が最後であろうと言われていますけれども、こういうところも本当に難しいといえますか、内部の人が意識的に変わっていこうとしないとなかなか難しいところですよ。そういうところを気付いた皆さんが変えていかないとはいけません。 <G 委員> 男性職員の育児休業ということで、割合を見た時に66.7%でかなり頑張っておられるのですが、お子さんが出生した男性職員の人数24名に対して16名という形ですごく割合的には上がっている。育児休業を取るのが当然だという環境があるということはずごく良いことだと思いますし、少しびっくりしました、割合が高くて。一方、一般社会でこの割合があるかというともまったく違います。何故かという、やはり中小企業がかなり多いということ。山口市は中小企業でまわっている町なので、団体職員や公務員の方はある程度の状況でインフォメーションができるし、取得がしやすい環境が作れると思うのですが、ただ、やはり一番社会で問題になっているのは中小企業の状況です。では、中小企業の状況で何がいけないかというと、やはり男性が育児休業を取得できない環境がすごくついている。育児休業取得の申請をしたとしても、社会、会社として認められない環境。例えばうちの職場でも、女性職員がかなり多いのですが、看護師をはじめとして20名くらいいます。訪問看護と、医院の方で。例えば、医院の女性職員
--	--

のお子さんが病気になって学校から呼び出された時に、誰が行くかとなるとお母さんなのです。大体男性が行くことがない。男性の企業の努力がない。大体、社労士さんにお話をして、休業を女性の方が取られる場合にも、例えば男性職員の会社の、何か負担がかかるとか、そういう助けるような状況での義務があるかというたないですね。だから男性職員、いわゆるうちで働いている女性職員の夫、パートナーの会社の協力が全く得られない。ここが一番大事なところで、中小企業でも育児休業を取得できるようなインフォメーション、それから制度というものを整えていかない限りは、まずは公務員とか団体職員の方々の制度を整えるのはすごく大事だし、すごく素晴らしいことだと思っているのですが、山口市の現状としては中小企業を中心として、いかに早くそれが達成できるかということが問題かなというふうに思います。

<会長>

会社をよく見られている H 委員、どうですか。会社におけるお父さん役、お母さん役みたいなのがなかなかキツイのかどうか、それか、男性にもちゃんと育児休業を取っていただくような、頑張っている中小企業の社長さん達が案外多いのかどうかみたいなところがあればお願いします。

<H 委員>

多いのか少ないのかとなった時に、把握ができていないので明確なお答えはできないのですが、ただ先ほどおっしゃられたように山口市内の中小企業者の方がいらっしゃる中で、その事業者数の7割というのが本当に小規模の事業者さんでいらっしゃいます。そして、いろいろな規約を整える、若しくはその環境を整えるというところで大変苦心をされています。それで少し角度が違うのですが、私共のアンケートで、今企業の皆さんが人材不足というところがあって、そういう観点でいろいろと調査をしている中で、やはり環境を整える、整えたいという事業者さんが増えてきているというのは実感があります。ただそこで、行動に起こしているかというところではまだまだちょっと数字的な把握ができていないのですが、中には、環境を整えておられる方も当然いらっしゃる中で、ただそこが何%なのかというのはわかりませんが、まだまだルールが必要な状況なのだろうなということは実感しております。

<会長>

本当に今の問題とても大きいところで、人手不足を解消するためにワーク・ライフ・バランスを推進したいのだけれど、男性が全員育児休業を取ってしまったら会社が回らない。本当に本音で、中小の社長さん達がすごくよく言われます。そんなことをしたら会社が回らないんですよ。そこら辺をどうするかというのが実際には大きな問題になっているのかなと思います。そういう時に、地域の行政が出るのか、何か別のやり方が、協同組合的なものを作るのか。今後はそれを両方回していかないと社会が回っていかないようなことになってくるので、第三の何かを考えないと。大事な意見だったと思います。

<I 委員>

男性の育児休業のことにつきまして、なかなかいろいろな企業のお父さんが育児休業

を取るというのがいきなりは難しいかなと思うのですが、昔は、例えば学校の参観日ってお母さんばかりだったのですが、最近はお父さんの姿が結構見られるようになってきたんですね。これはすごい大きな変化だなと思っていて、いきなり育児休業ってところは難しいかもしれないけれども、平日の昼間にある子どもの参観日に、お母さんだけでなくお父さんが参加するということでは、少しずつ男性が育児に参加しているという状況にはなりつつあるのかなというふうに思っていて、そういったことの積み重ねが、少し時間がかかるかもしれないけれども、育児休業の取得率の上昇等というところにもつながっていくかもしれないなというふうに思いました。

<会長>

役割意識のところが変わりつつある、やはり関与していくことが大事だということですね。

<J 委員>

私が最初に思っていたことを全部皆さんが言うてくださったのですが、男性の育児休業もそうですし、参観日に男性が行かれるというのもですね、その職種を見ていったらやはり公務員であったりとか大企業であったりとか、行かれない方は、育児休業にしても学校に参加することについても子どもの育児に関わることにしても、なかなかそこへ到達されない方達に全部しわ寄せがいつていますよね。それを直すには、やはり汲み上げていろいろと施策をしてくださらないと、本当に商工会議所さんや労働局さんや学校などがいろいろなことをやっても、やはりなかなか実現はほど遠いので、みんなで声を上げて国の方に要請をしていかないと難しいのかなというのは本心思っております。

<会長>

K 委員、実際、保育園、幼稚園の子ども達で、子どもが小さいころのお父さんの関わりはどうですか。増えてきたのが見えてきたのか、とっても盛んですみたいなこと、教えてください。

<K 委員>

この度、こども園に勤めるようになりました。3年前保育園部のある園から幼稚園に異動し、その間は、保護者の送迎が仕事をしていないお母さんだったのですが、また保育園があるこども園になり、3年前に比べてお父さんの送迎がとて増えてきたというのが感想です。それから行事についても、運動会や参観日にお父さんの参加はあったのですが、平日の参観日にご両親揃って参加されることが増えました。夏祭りをしたのですが、その時も父親の参加が増えていて、3年間でかなりお父さんの参加が増えました。また、育児休業を取られたお父さんが、育休を楽しそうに話されました。3年前より、お子さんを迎えに来た父親の姿や参観日の姿が、子供に関わることを楽しんでいるように感じています。この3年間で、父親が子育てに参加することが当たり前になっていると思います。

<C 委員>

全国の民間企業の育児休業取得率が何%なのかというのをご参考にお伝えしようと

思います。この7月30日に出了た最新の数値なのですが、男性の育児休業取得率は40.5%です。前年が30.1%、その前の年は17.13%です。

やはり育児・介護休業法の改正によって、男性の育児休業が取りやすく制度が改正されたということと、それからやはり大きいのは雇用保険の給付です。もともと給付がされていたのですけれど、その給付率が上がってきていて、この4月からは、一定期間100%ということになっています。そのようなことで、あとはその職場の負担という問題なのですけれども、民間企業、小さいところの企業さんも、やはりそのあたりは皆さんの負担ですね、男性の育休が進むように、その方が育休を取っている間はお金はお金はないわけです。雇用保険などから出ますので、会社からは出さない。ですので、育休者の仕事を周りの人達が負担しているからということで、そのお金で手当をつけたりして、みんながウィンウィン(win-win)になれるように、そういったことで工夫されていらっしゃる会社さんもあって、小さな会社さんもそのようにやっていらっしゃる会社もあるということを少しご紹介しておきます。

<会長>

資料1の3ページの上のところに山口市のパートナーシップ宣誓制度のことが出てきているのですが、これの進捗状況が少し知りたいのですが。いろいろな事業所等、パートナーシップ制度にのる組織が増えているのか、それともあまり進んでいないのか、それからアンチコメント等で山口市さんが困っているとか、概ね好評とか、そのあたりの状況を教えてください。

<事務局>

資料1の3ページの一番上のところですよ。2番、「性の多様性に関する理解の促進」というところで、これまでの山口市におけるパートナーシップ宣誓の取扱いについて簡単にまとめています。施行したのが昨年の4月1日です。山口市においてもこういった要綱を策定いたしました。これまでに宣誓をされておられるカップルは3組で、この宣誓制度を施行した当初に問い合わせがありまして、3組の方で予定をしていたのですけれど、それ以降は特段問い合わせやご相談は今のところないというのが現状です。

それから遅れて、山口県の方でもパートナーシップ宣誓要綱を策定したのですが、県の方では今9組というふうに伺っております。おそらく山口市の見立てでは、県の方でこういう制度ができましたので、県内で共通して取扱いができるということで、山口市ではなくて県の方にご相談されておられる方が増えたのかなというふうに認識しているところです。

全国的には今この制度がどんどん普及しているというふうに伺っているのですが、お隣の福岡や広島でもありまして、今、行政間でこういった要綱を作ったところ同士で協定を結ばないかというような話を、福岡県等からも少しご相談をいただいている状況です。いまのところ動きとしてはそのくらいです。

山口市の方としても、性の多様性について、市内にある職場、企業さんにおいて普及を進めていくために、まだ少し周知が十分足りていない状況ですので、今年6月に開催いたしました山口市企業・職場人権学習連絡協議会の研修会でもこういったテーマを

	取り扱いまして、事業所も対象にした説明会、研修会の方を密に開催しているというような状況があります。 <会長> パートナーシップ宣誓制度なので、宣誓をするだけなので、結局それを、例えば受け入れる病院がどれだけ増えるかとか、その辺の掘り起こしというのが実績としてとても大事になってくるので、やはり宣誓する人、当事者だけではなくて、受け入れるその地域の需要みたいなものを増やしていくというのがとても大切なという気がします。また、これは引き続きやっていきたいと思います。 －議事(2)質疑終了－ <会長> それでは、議事(3)今後の事業計画について、事務局から説明をお願いします。 <事務局> 今後の事業計画について説明。 <会長> ご質問、ご意見がある方はお願いします。 みなさんが考えている間に、市民意識調査についてですが、毎回お願いしているのですが、無作為抽出ということなので、年齢は問わずすべて無作為抽出なのか、年齢層別の縛り、パーセンテージの縛り进行けるのか、若しくはなかなか難しいのですけれども、平均年齢からマイナス計画年度の5年を引いた歳を上限にして配るとか。どうしても回答がご高齢の方に偏りがちになってしまいますので、悩ましいところなのですけれども、どこの幅から調査するか。いまのところの計画はどうですか。 <事務局> 今のところの計画は、年齢層別の抽出を考えております。 <会長> ということは、市民の中でご高齢の方が多ければ、答える方もご高齢の方が多い、年齢層でまったく一緒ではなくてということでしょうか。年齢別で一緒ですか。確かに悩ましいのは、隔年比較をしますので、今年だけグッと若い人だけに聞いても、そこがまた少しマイナスがかかってしまいますので、そこが難しいところなのですが。 <事務局> 10代とか20代とか、年齢層から無作為抽出で、1,000人という形で、あとは回収率によって、年齢層に偏りはあるとは思いますが、抽出はそのような形で行います。 <会長> 年齢層別に同じ人数ということですか？ <事務局> そうです。 <会長>
--	---

	わかりました。それから、市民意識調査は紙で実施しますか。QRコードですか。 <事務局> 紙とWeb回収方式です。 <会長> 両方ですね。それなら若い方達も回答できますね。 <L 委員> 私は、山口大学の学生なのですけれども、ちょうど親が昭和世代で、学校で男女共同参画だったりジェンダーをちょうど教育されてきて挟まれた世代だと自分で思っていて、そういった今後社会に出る学生等にもこういった企画、講座もたくさん開催されているので、学ぶ機会や周知活動により学生も関わっていく必要があるなというふうに思っているのですけれど。私は、鍋山教授のもとで学んでいるので、こういった講座を知る機会が多いのですけれども、他の学生は講座を知る機会が他に方法がないなと思っていて、そういう周知や広報について、学生にどういったことをして下さるのかを教えてくださいたいです。 <会長> 事務局、お答えをお願いします。山口市、せっかく学生さんがいる若い市ですので。 <事務局> 今の周知方法といたしましては、講座については、チラシの作成とウェブサイト、市報への掲載をしています。それから、講座の内容によって、企業対象の講座であればメールを通じて広報したり、子育ての関係の講座であればInstagramに掲載したりしています。 <会長> 逆に L 委員、大学生にアピールするにはどうするのが一番届きやすいですか。今 YouTube とか。チラシはなかなか見ないし、ウェブサイトもこちらから見にいかないといけないし、何かどういうものというのがあれば教えてください。 <L 委員> 興味を持ってる人はそういうSNSも自ら見にいかうとすると思うのですけれど、やはり興味のない人は参加したら楽しいのに、全く目に入らない、知る機会がないので、自ら見にいかなくても何かしら目に入るものがよいと思います。 <会長> 昔は目に入るっていうとテレビコマーシャルであるとか新聞の折り込みチラシみたいなものでしたが、最近はそのもテレビを持っていない学生さんが多いという中で、YouTube とかSNS上に広告を出すのはとても高いお金がかかるということで、今山口市の方では山口大学の学生さんのグループでInstagramで拡散してもらったりはしているのですが、これがまたなかなかその掘り起こしといいますか、つながりを作っていくとそれも届かない。難しいです。これも皆さんからのお知恵を借りたいところです。 <D 委員>
--	--

学生さんもおられるということなので、今社会の中で言われてるのが、家事ができない若い人がすごく増えていると。だから、料理とか掃除とか、そういうことができない。そういう社会人がものすごく若い人の間で増えてきているのを聞くのですけれど、例えば大学生、ひとり暮らしの人が多と思うのですけれど、きちっと食べることをして、家の掃除をしてとか、そういう基本的なことが本当にできているのか。社会に出る前にやはりそれは知っておく方がよいことではないですか。これは男の人も女の人も一緒なのですね。そういうこともひとつ、だからそれがもしできていなかったとしたら、結構そういうことが原因になって、先ほどDVとかいろいろありましたけれど、そういうことを生み出しながら社会に出すような社会になってないかとか。そういうことを少し思いました。山大生、県立大生がここ山口市にはたくさんいるのですけれど。そういう若い人達が、しっかりした暮らしの力というか、生活の力というのを育むような社会人になろうとしているのかどうかと。そのあたりも中で調査していただいて、その上でこういう対策がよいのではないかとかですね。そうしないとこんな社会になっていきますよというような指導の方法もあるのではないかなというのを私は少し感じました。

<会長>

確かに家事のところはカジダン(家事男)であるとか、家事をする男性をつくろうであるとか、大学生の中で家事をどれぐらいやってますかという調査もやっています。それはまた、じんけんフェスタとか、こういうところの機会にポスター展示をしたり、是非そういうのはやっていきたいなと思います。家事は本当に大事な問題です。

<M 委員>

個人的に気になったのは、資料3の7ページの女性相談員による相談事業というところで、受付が火曜日から土曜日の10時から16時となっているのですけれども、それ以外の時間帯はどのような対応をされているのかということと、それから、電話相談が中心というふうに書いてあるのですけれども、それ以外にLINE、SNSとか、いろいろな世代の方が気軽に相談できる方法を検討されておられるかどうか。それから、これからどういうふうに相談の機会を増やしていくのかということをお教えいただければと思います。

<会長>

電話相談だけではなく、LINE等の相談についてどうでしょうか。

<事務局>

今、困難女性支援法が施行されたということもありまして、相談をされる方が増えてきているという現状があります。市の方の体制としましても、体制の強化を考えていかなければならない時期であると考えています。相談につきましては、火曜日から土曜日の10時から16時になるのですけれども、この他に県の男女共同参画相談センターでも、夜遅くまで相談を受けておられたり、民間団体の相談や県の相談、あるいは人権関係の相談窓口もございます。様々な相談窓口があるのですけれども、山口市としましては、なるべく相談者の裾野を広げたいというところがありまして、今後周知の方法いたしましては、例えばトイレなど人目を気にすることなく手に取りやすいところに、相談

専用電話番号を記載したカードを作成しておりますので、そういったものを、相談者の掘り起こしといいますか、気軽に相談していただくところがあるという窓口の周知ということで、今現在公共の施設、あるいはスーパーなど民間の施設にも置かせていただいているのですけれども、今後は例えば病院ですとか、そういったいろいろな施設にお願いをして相談窓口の周知を行っていただければいいなと考えています。

<会長>

あとは、さきほど言ったように電話以外のやり方みたいなものも、今後検討ですね。今は電話相談してもAIで振り分けられるのが多くなってきていますけれども、そのあたりがなかなか人と人との相談が難しいところですが、ある程度は窓口の振り分けぐらいは、そういうふうにAIなどを使っていった、あとは人の相談になっていくかもしれませんけれど、なるべく裾野を広くという意味で電話以外の方法も考えていったほうがよいのではないかというふうに思います。

<N 委員>

全体のことですけれども、もう随分昔から、女性はすごく賢い人がたくさんいるなと思ってこの社会に期待しておりました。未だにまだこういう問題を繰り返すのかなと思うのですけれども、計画とか審議会も男女と書いてありますけれども、どうも会議の内容の中に女性の名前が出すぎて、そうではなく同じ問題は男性も女性も同じだから、この問題をどう解決するかについて、男性用女性用とやるならわかりますが、最初から女性が出てくるのは、なかなか未だにそんなかなと思って抵抗ありまして、諸外国を見てもうどんどん大統領など女性がいるのだから、日本だってもうそろそろなってもいいでしょう。

それから、あと組織の構成ですが、この審議会を見たのですけれども、C 委員さん、労働局の中に県内でのこういう皆さんを集めた会議がありますよね。昔、10年ぐらい前に、そのような会議のメンバーに入っておりまして、法務局で。そこでの会議は、いつもメンバーが2人ぐらいは中堅企業の職員の方が出てきていらっやっていました。それで、何か元気のよい社長さん、若社長さんなのか、いわゆる従業員の家族の子育ての安定を守るための職場の環境づくりの改善とか、それから同じように、国が当時そういうのをやって取り組んだ赤ちゃんのマークをつけたキャッチマークがありまして、そういうのを例えばスーパーがそういう改革をやっていたら、商品に貼っていったそのスーパーの信用力を上げていくと。同じ、ハムとかきゅうりを買ってもそちらの方が嬉しいですよ。そういうふうに、やはりここにいらっしゃる公共団体とか、いわゆる大学とか、専門のそういう職業の方も大事ですけれども、一番実践で困る、本当は小規模ですけれども、さすがに小規模は少し難しい問題を抱えておりますから、せめて中規模ぐらいの、そういう方も一緒にこういう審議会の中に入った中で、より具体的な事例と論議をやりながら、それをまた市、県そして国の制度の中に浸透させていった、もうみんなで男女当たり前だし、あんまり働くのをやめて休みの日に物を売ったりしないようにして、その日はですね、休んでほかの日に買いだめするとか、そういう社会を早く作りたいなと思って、そういう大きな夢の中に基づいた中での、また目の前の計画も大事なかなと思っています。

	ちなみに、30歳代に磯村英一先生に諭されまして、妻のことはどこでも妻と言っております。家内とか嫁とか奥さんとか、絶対差別用語だから使ってはいけない、呼ぶのは妻以外ないよということで、うちの妻はと言っております。以上です。 <会長> 今回改選してこの委員で令和8年11月30日までやるのですが、確かに面白いことに地域によって違うんですよ。宇部市は、本当に企業の方がメインで、社長さんとかがメインで、本当に山口市っぽくて、この構成が。でもそれぞれが、やはり皆さん事情をわかっている方々に来てもらっていますので、今日はそういうふうなお話も、聞き方をしたのですが、また何か特別に企業の方のお話を聞きたかったらそういう部会なんかで話を聞いていって、より具体的に実行していくというのも、1つやり方かなというふうに思います。 本当にそのとおりで、社会全体考えながらやっていかないと、女性のことだけここで考えていてももう始まらないので、女性、男女、家庭、地域、職場、全部がつながってくる話ですので、そういう意味で、特に全部つながっているけれど男女共同参画というところをまず見ていきましょうという会ですので、皆さんそういう思いを持ちながら、今後に関わっていただければありがたいなと思います。 では、今日全体でご発言があればお出しただきたいのですが、いかがでしょうか。 －議事終了－ それでは事務局にマイクをお返ししますので今後のスケジュールを少しお話いただければと思います。 5. その他 <事務局> 次回審議会と令和8年度の市民意識調査の実施に向け調査項目や調査内容の案に関する意見聴取について説明。 6. 閉会 －会議終了－
会議資料	1 次第 2 委員名簿 3 配席表 4 第3次山口市男女共同参画基本計画(概要版) 5 資料1第3次山口市男女共同参画基本計画実施状況報告書(令和6年度分)

	6 資料2第3次山口市男女共同参画基本計画の取組内容と指標の動向 (令和6年度分) 7 資料3今後の事業計画について
問い合わせ先	地域生活部 人権推進課 男女共同参画推進室 TEL 083-934-2784